

<別 紙>

伊予商工会議所 労働保険事務組合事務手数料規程

(目 的)

第1条 この規程は、伊予商工会議所労働保険事務組合事務処理規程第18条の規定により、労働保険手数料に関する事項を定めることを目的とする。

(手数料の年額)

第2条 前項手数料の年額は、次表のとおりとする。

雇用保険

毎年3月31日現在の1か月平均被保険者数	手数料
5人以下	3,000円
6人以上10人以下	5,000円
11人以上15人以下	7,000円
16人以上20人以下	9,000円
21人から1人増すごとに500円を加算する。	
上記手数料に消費税率をかけた金額を手数料とする。	

労災保険

毎年3月31日現在の1か月平均使用労働者数	手数料
5人以下	3,000円
6人以上10人以下	3,500円
11人以上15人以下	4,000円
16人以上20人以下	4,500円
21人から1人増すごとに200円を加算し、さらに特別加入の委託組合員は、労災保険手数料の他に、労働保険番号ごとに1,000円を加算する。	
上記金額に消費税率をかけた金額を手数料とする。	

- 2 労災保険において複数の労働保険番号がある場合には、それぞれに上記労災保険手数料を徴収する。
- 3 新規委託組合員については、委託時の被保険者数・使用労働者数をあてはめるものとする。

(規程の改正)

第3条 この規程を改正する場合は、伊予商工会議所議員総会の承認を得るものとする。

附 則

第2条改正規程は、平成26年4月1日から実施する。